

別紙

中山の園敷地内立木伐採業務委託仕様書

中山の園敷地内立木伐採における業務委託は、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

1 業務名

中山の園敷地内立木伐採業務委託

2 業務内容

別紙位置図の住宅境界から南方向へ 27.5mまで、西側及び北側は道路まで、東側は浄水場のフェンス沿いの範囲の樹木117本及び浄水場側のカラマツ4本及びその周辺の樹木6本の計 127本(概算数量)を伐採すること。

残材及び枝条等は、長さ1m以下に玉切りし、乾燥しやすいように残置すること。ただし、枝条については最大径3cm以下のものは放置してもよい。

3 実施場所

中山の園敷地内(二戸郡一戸町中山字軽井沢 139 番地 14)

4 委託期間

請負契約日の日から令和9年1月 29 日まで

5 作業方法及び留意事項

当該作業の実施に当たり、安全第一の下、不慮の事故が発生しないよう十分配慮するとともに、発注者の業務に支障のないよう、次の事項に留意の上、実施すること。

- (1) 従事者は、委託業務の作業内容を十分に行い得る者で、かつ十分な経験を有する者を充てること。
- (2) 作業においては、通行人、車両、近隣住民等に樹木等が接触しないよう注意するとともに、作業現場に侵入することがないように表示板の設置等をするなど、安全確保に努めること。
- (3) 作業の安全確保のため作業員には、危険防止のための指導及び装備をさせること。
- (4) 当該地は、松くい虫被害地域(周辺地域)となるため、アカマツ材を伐採する際は、別添「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」を遵守すること。また、「森林病虫害等防除法」に基づき公表している「令和8年度岩手県告示第 167 号」において、森林病虫害等の駆除及びまん延を防止するために行うべき措置が定められていることから、併せて確認すること。
- (5) ナラ枯れ被害が拡大していることから、ナラ類(ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ)を伐採する際は、県北広域振興局に確認し、被害地域に含まれた場合は、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」を遵守すること。
- (6) 作業時間は、午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分とすること。
- (7) 作業開始時及び終了時には、その旨、発注者に報告すること。
- (8) 作業機械及び車両の使用に当たっては、始業時点検を十分に行うとともに、安全確認を徹底し、事故等が発生しないよう努めること。
- (9) 作業終了後の後始末は、道路に樹木の幹や枝を残すことがないように十分配慮すること。
- (10) 業務が完了したときは、発注者に完了したことを申出、確認を受けること。

6 その他

- (1) 通行人、車両及び近隣住民等に不慮の事故が及ぶことがないように十分に注意して実施すること。
- (2) 業務完了後、「委託業務完了報告書」を作成の上、提出すること。
- (3) 当該仕様書に定めない事項について、実施上疑義が生じた場合は、両者協議をすること。